(3) 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第六号に掲げるものに限る。）	［略］	［略］	［略］

［二・三　略］

［2～4　略］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ～ハ　略］

ニ　変調方式は、次のいずれかであること。

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）のものに限り、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し自動車内に設置するものを除く。）

(2)　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）のものに限り、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し自動車内に設置するものを除く。）

(3)　略

［ホ・ヘ　略］

ト　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力（注）
［ア・イ　略］	［略］	［略］
ウ　直交周波数分割多重方式を使用するもの（エの項に掲げるものを除く。）	二〇MHz以下	一〇ミリワット以下
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット以下

(3) 第四十九条の十四第十四号及び第十五号に規定する無線標定業務の無線局並びに第四十九条の二十に規定する小電力データ通信システムの無線局（同条第七号に掲げるものに限る。）	［同上］	［同上］	［同上］

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）の場合に限る。）

(2)　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が二〇MHz以下（五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、一八MHz以下）の場合に限る。）

(3)　同上

［ホ・ヘ　同上］

ト　［同上］

送信装置	占有周波数帯幅	空中線電力（注）
［ア・イ　同上］	［同上］	［同上］
ウ　直交周波数分割多重方式を使用するもの	二〇MHz以下	一〇ミリワット以下
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット以下